

①地域医療への理解・協力について

- 1

目的

診療所の新規開設手続きに当たり、本計画に記載された二次保健医療圏ごとの外来医療機能の状況について、新規開設予定者の理解を深め、必要に応じて行動変容を促す。
- 2

対象

新規に診療所（※ 歯科診療所を除く）の開設を予定している者
- 3

手続き

新規開設予定者に、地域医療への協力意向等について記載した書面を提出してもらい、提出された内容について、開設場所が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」へ情報提供し、確認を行う。

なお、「地域医療の充実に向けて、可能な範囲で協力・貢献すること」に合意しない新規開設予定者には、同会議へ出席し地域医療における課題解決に向け発言を依頼する場合がある。

令和6年12月から令和7年6月末までに提出のあった全91医療機関から、地域医療への理解・協力について合意が得られた。

②医療機器の共同利用計画について

- 1

目的

効率的な医療提供体制の構築に向けて、医療機器の共同利用による効率的な活用を求める。
- 2

対象

下記の医療機器を設置・更新する病院及び診療所（※歯科診療所を除く）

【対象医療機器】

①CT

②MRI

③PET（PET-CT含む）

④放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ等）

⑤マンモグラフィ
- 3

手続き

対象医療機器を設置・更新する医療機関に、医療機器の共同利用等について記載した書面を提出してもらい、提出された内容について、開設場所が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」へ情報提供し、確認を行う。

令和6年12月から令和7年6月末までに2医療機関から、共同利用を行う旨の計画書が提出された。

➡ 両手続きともに、令和7年度第2回地域医療構想調整会議において提出状況を報告。